マスコットキャラクター「ふれあちゃん」着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県教育委員会及び茨城県内高校生の芸術文化活動のマスコット キャラクター「ふれあちゃん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出し(茨城 県高等学校文化連盟が貸出しする場合を除く。)について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

- 第2条 借受けを希望する者は、「ふれあちゃん着ぐるみ借受申請書(様式第1号)」を別表に定めるとおり茨城県教育庁総務企画部総務課長(以下「総務課長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 借受申請は、使用の3ヶ月前から受付けるものとする。

(貸出承認の範囲)

- 第3条 総務課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれ かに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出しを承認するものとする。
- (1) 茨城県教育委員会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 茨城県教育委員会の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (5) 特定の個人,団体,政党若しくは宗教団体を支援し,若しくは公認しているような誤解を与え,又は与えるおそれのあるとき。
- (6) その他、総務課長が不適切と認めたとき。

(承認)

第4条 総務課長は、前条の承認をするときは、「ふれあちゃん着ぐるみ貸出簿(様式第2号)」に記載の上、「ふれあちゃん着ぐるみ貸出承認書(様式第3号)」を申請者に交付する。

(貸出等)

- 第5条 貸出しを受ける者は、教育庁総務企画部総務課に来室して借り受けるものとする。
- 2 貸出しを受けた者は、借り受けた場所で総務課長の指定する者の点検を受けてから返却するものとする。
- 3 貸出しは無料とする。
- 4 貸出期間は、原則として7日以内とする。

(遵守事項等)

- 第6条 貸出しを受けた者は、有償無償を問わず、第三者に転貸してはならない。
- 2 貸出しを受けた者が、着ぐるみを損傷し、又は紛失したときは、総務課長に速やかに「ふれあちゃん着ぐるみ損傷(紛失)届(様式第4号)」を提出しなければならない。
- 3 貸出しを受けた者が、故意若しくは重大な過失によって着ぐるみを損傷し、又は紛失 したときは、現物に相当する物又は製作に要した費用を弁償する。

(承認内容の変更)

- 第7条 貸出しを受けた者が、承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ「ふれあちゃん着ぐるみ貸出承認内容変更申請書(様式第5号)」を総務課長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、第3条の規定を準用する。
- 3 貸出しを受けた者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

- 第8条 総務課長は、着ぐるみが、この規程又は承認内容に反して使用されたときは、当 該承認を取り消すことができる。
- 2 前項の承認の取消しは、「ふれあちゃん着ぐるみ貸出承認取消通知書(様式第6号)」により通知する。
- 3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、着ぐる みを総務課長に速やかに返却しなければならない。
- 4 前3項により生じた損害は、当該承認を取り消された者がその責を負う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか,着ぐるみの貸出しの取扱いについて必要な事項は, 総務課長が別に定める。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

ふれあちゃん着ぐるみ借受申請書

令和 年 月 日

茨城県教育庁総務企画部総務課長 殿

(所在地) 〒 住 所 (名称及び代表者名) 氏 名

次のとおり、着ぐるみを借り受けたいので申請します。

なお,故意又は重大な過失によって着ぐるみを損傷並びに紛失したときは,現物に 相当する物又は製作に要した費用をもって弁償いたします。

項目			内		容		
借受年月日	令和	年	月		日	時	
返却年月日	令和	年	月		日	時	
使用目的	※イベント名 ※イベントの		•			て記入し	てください。
使用場所							
ふれあちゃん の登場日時	①令和 ②令和 ③令和	年	月 月 日 日	時 時	分から 分から 分から	時	分まで 分まで 分まで
その他の着ぐるみ登場予定	※ ふれあちゃ	ん以外の着	音ぐるみも参	ネ加予定の	の場合,名前	を記入し	てください。
連絡先	※担当者名,	電話番号等	を記入して	てください	, ` o		

別紙「大会マスコットキャラクター「ふれあちゃん」着ぐるみ貸出規程」及び「ふれあちゃん心得」の内容について承諾しました。

署名		
百石		

ふれあちゃん着ぐるみ貸出簿

令和 年度

承認番号	借受者	貸出年月日時刻	返却年月日時刻

ふれあちゃん着ぐるみ貸出承認書

殿

茨城県教育庁総務企画部総務課長

次のとおり、着ぐるみの貸出を承認します。

項目	内容
承認番号	承認第 号
借受年月日	令和 年 月 日 時
返却予定日	令和 年 月 日 時
使用目的	
使用場所	

※<u>「大会マスコットキャラクター</u>『ふれあちゃん』着ぐるみ貸出規程」及び「ふれあ ちゃん心得」を遵守してください。

ふれあちゃん着ぐるみ損傷(紛失)届

令和 年 月 日

茨城県教育庁総務企画部総務課長 殿

(所在地) 〒住 所(名称及び代表者名)氏 名

下記のとおり、着ぐるみを損傷(紛失)しましたので、届出ます。

記

1 損傷(紛失)の状態

2 損傷(紛失)の理由

ふれあちゃん着ぐるみ貸出承認内容変更申請書

令和 年 月 日

茨城県教育庁総務企画部総務課長 殿

(所在地) 〒住 所(名称及び代表者名)氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で貸出承認を受けた内容について,次のとおり変更したいので申請します。

項目		変更	前			変更	運後	
借受年月日	令和	年	月	日	令和	年	月	目
返却予定日	令和	年	月	日	令和	年	月	П
使用目的								
使用場所								

ふれあちゃん着ぐるみ貸出承認取消通知書

殿

茨城県教育庁総務企画部総務課長

令和 年 月 日付けで貸出承認した内容について,次のとおり承認を取り消します。

項目			内	容	
借受年月日	令和	年	月	日	
返却予定日	令和	年	月	日	
使用目的					
使用場所					
取消理由					